

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律案 新旧(本則) 目次

一	国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)	(第一条関係)	1
二	内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)	(第二条関係)	3
三	警察法(昭和二十九年法律第六十二号)	(第三条関係)	14
四	金融庁設置法(平成十年法律第三十号)	(第四条関係)	19
五	消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)	(第五条関係)	21
六	総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)	(第六条関係)	23
七	法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)	(第七条関係)	32
八	外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)	(第八条関係)	34
九	財務省設置法(平成十一年法律第九十五号)	(第九条関係)	35
十	文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)	(第十条関係)	39
十一	厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)	(第十一条関係)	41
十二	農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)	(第十二条関係)	44
十三	経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)	(第十三条関係)	50
十四	国土交通省設置法(平成十一年法律第一百号)	(第十四条関係)	52
十五	環境省設置法(平成十一年法律第一百一号)	(第十五条関係)	58
十六	防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号)	(第十六条関係)	60
十七	交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第一百十号)	(第十七条関係)	65
十八	中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)	(第十八条関係)	67
十九	都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)	(第十九条関係)	68
二十	知的財産基本法(平成十四年法律第二百二十二号)	(第二十条関係)	70
二十一	構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)	(第二十一条関係)	72
二十二	情報公開・個人情報保護審査会設置法(平成十五年法律第六十号)	(第二十二条関係)	73
二十三	統計法(平成十九年法律第五十三号)	(第二十二条関係)	74
二十四	犯罪被害者等基本法(平成十六年法律第六十一号)	(第二十三条関係)	75

二十五	地域再生法（平成十七年法律第二十四号）	（第二十四条関係）	．．．．．	76
二十六	食育基本法（平成十七年法律第六十三号）	（第二十五条関係）	．．．．．	77
二十七	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）	（第二十六条関係）	．．．．．	79
二十八	自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）	（第二十七条関係）	．．．．．	83
二十九	道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）	（第二十八条関係）	．．．．．	84
三十	海洋基本法（平成十九年法律第三十三号）	（第二十九条関係）	．．．．．	85
三十一	宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）	（第三十条関係）	．．．．．	86
三十二	総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）	（第三十一条関係）	．．．．．	88

改正案	現行
<p>（行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 省は、内閣の統轄の下に第五条第一項の規定により各省大臣の分担管理する行政事務及び同条第二項の規定により当該大臣が掌理する行政事務をつかさどる機関として置かれるものとし、委員会及び庁は、省に、その外局として置かれるものとする。</p> <p>4（略）</p> <p>（行政機関の長）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 各省大臣は、前項の規定により行政事務を分担管理するほか、それぞれ、その分担管理する行政事務に係る各省の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務を掌理する。</p> <p>3 各省大臣は、<u>国務大臣のうちから</u>、内閣総理大臣が命ずる。ただし、<u>内閣総理大臣が自ら</u>当たることを妨げない。</p> <p>第十五条 各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の任務（各省にあつては、各省大臣が主任の大臣</p>	<p>（行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 省は、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれるものとし、委員会及び庁は、省に、その外局として置かれるものとする。</p> <p>4（略）</p> <p>（行政機関の長）</p> <p>第五条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 各省大臣は、<u>国務大臣の中から</u>、内閣総理大臣がこれを命ずる。但し、<u>内閣総理大臣が、自ら</u>これに当ることを妨げない。</p> <p>第十五条 各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の任務を遂行するため政策について行政機関相互</p>

改正案	現行
<p>（所掌事務） 第四条（略） 一・二（略） 三 経済に関する重要な政策（経済全般の見地から行う財政に関する重要な政策を含む。）に関する事項（次号から第十一号までに掲げるものを除く。） 四 中心市街地の活性化（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第一条に規定するものをいう。）の総合的かつ一体的な推進を図るための基本的な政策に関する事項 五 都市の再生（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第一条に規定するものをいう。）及びこれと併せた都市の防災に関する機能の確保を図るための基本的な政策に関する事項 六 知的財産（知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定するものをいう。）の創造、保護及び活用の推進を図るための基本的な政策に関する事項 七 構造改革特別区域（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第二条第一項に規定するものをいう。）における経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化を図るための基本的な政策に関する事項 八 地域再生（地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第一条に規定するものをいう。）の総合的かつ</p>	<p>（所掌事務） 第四条（略） 一・二（略） 三 経済に関する重要な政策（経済全般の見地から行う財政に関する重要な政策を含む。）に関する事項（次号に掲げるものを除く。） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設）</p>

効果的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

九 道州制特別区域（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第十六号）（第二条第一項に規定するものをいう。）における広域行政（同条第二項に規定するものをいう。）の推進を図るための基本的な政策に関する事項

十 総合特別区域（総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）（第二条第一項に規定するものをいう。）（第三項第三号の五において同じ。）における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進を図るための基本的な政策に関する事項

十一 国家戦略特別区域（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）（第二条第一項に規定するものをいう。）（第三項第三号の六において同じ。）における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図るための基本的な政策に関する事項

十二（略）

十三（略）

十六（略）

十七（略）

十八（略）

（削る）

二十九（略）

三十 海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、内閣総理大臣を長とし、前項に

（新設）

（新設）

三の二 国家戦略特別区域（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）（第二条第一項に規定する国家戦略特別区域をいう。）（第三項第三号の七において同じ。）における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図るための基本的な政策に関する事項

三の三（略）

四（略）

六の二（略）

六の三（略）

七（略）

十八 食育の推進を図るための基本的な政策に関する事項

十九（略）

（新設）

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、高齢化の進展への対処、障害者

規定する事務を主たる事務とする内閣府が内閣官房を助けることがふさわしい内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

二の二 中心市街地の活性化に関する法律第九条第一項に規定する基本計画の認定に関すること。

三 (略)

三の二 構造改革特別区域法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画の認定に関すること。

三の三 地域再生法第五条第一項に規定する地域再生計画の認定に関すること、同法第十三条第一項の交付金を充てて行う事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること、同法第十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域再生支援助利子補給金の支給に関すること並びに同法第十五条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する利子補給金の支給に関すること。

(削る)

の自立と社会参加の促進、交通安全の確保、犯罪被害者等の権利利益の保護、自殺対策の推進及び子ども等の貧困対策の推進に関する政策その他の内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

(新設)

三 (略)

三の二 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画の認定に関すること。

三の三 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第五条第一項に規定する地域再生計画の認定に関すること、同法第十三条第一項の交付金を充てて行う事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること、同法第十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域再生支援助利子補給金の支給に関すること並びに同法第十五条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する利子補給金の支給に関すること。

三の四 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)第七条第一項に規定する公共サービス改革基本方針の策定並びに官民競争入札及び民間競争入札の実施の監理に関する

三の四 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第七条第一項に規定する道州制特別区域計画に関すること。

三の五 総合特別区域法第八条第一項に規定する国際戦略総合特別区域の指定に關すること、同法第十二条第一項に規定する国際戦略総合特別区域計画の認定に關すること、同法第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国際戦略総合特別区域支援利子補給金の支給に關すること、同法第三十一条第一項に規定する地域活性化総合特別区域の指定に關すること、同法第三十五条第一項に規定する地域活性化総合特別区域計画の認定に關すること、同法第五十六条第一項に規定する地域活性化総合特別区域の指定及び同項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域活性化総合特別区域支援利子補給金の支給に關すること並びに総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に關する関係行政機関の事務の調整に關すること。

三の六 国家戦略特別区域の指定に關すること、国家戦略特別区域法第八条第一項に規定する区域計画に關すること、同法第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国家戦略特別区域支援利子補給金の支給に關すること並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に關する関係行政機関の事務の調整に關すること。

四六 (略)
六の二 第一項第十二号の改革を推進するための基本

ること。

三の五 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）第七条第一項に規定する道州制特別区域計画に關すること。

三の六 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第一項に規定する国際戦略総合特別区域の指定に關すること、同法第十二条第一項に規定する国際戦略総合特別区域計画の認定に關すること、同法第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国際戦略総合特別区域支援利子補給金の支給に關すること、同法第三十一条第一項に規定する地域活性化総合特別区域の指定に關すること、同法第三十五条第一項に規定する地域活性化総合特別区域の指定に關すること、同法第五十六条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域活性化総合特別区域支援利子補給金の支給に關すること並びに総合特別区域（同法第二条第一項に規定する総合特別区域をいう。）における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に關する関係行政機関の事務の調整に關すること。

三の七 国家戦略特別区域の指定に關すること、国家戦略特別区域法第八条第一項に規定する区域計画に關すること、同法第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国家戦略特別区域支援利子補給金の支給に關すること並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に關する関係行政機関の事務の調整に關すること。

四六 (略)
六の二 第一項第三号の三の改革を推進するための基本

的な政策に関する施策の実施の推進及びこれに必要な関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

七〇二七七の二 (略)
(削る)

二七の三〇二七七の五 (略)
二八〇四五 (略)
(削る)

(削る)

四六・四六の二 (略)
四七〇五 (略)
(削る)

五十一・五十二 (略)
五十三 (略)
(削る)

五十四 (略)
(削る)

五四の二〇五四の四 (略)
五五〇五八 (略)

本的な政策に関する施策の実施の推進及びこれに必要な関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

七〇二七七の二 (略)
二七の三 食育推進基本計画(食育基本法(平成十七年法律第六十三号)第十六条第一項に規定するものをいう。)(の作成及び推進に関すること。

二七の四〇二七七の六 (略)
二八〇四五 (略)
四六 犯罪被害者等基本計画(犯罪被害者等基本法(平成十六年法律第六十一号)第八条第一項に規定するものをいう。)(の作成及び推進に関すること。

四六の二 自殺対策の大綱(自殺対策基本法(平成十八年法律第八十五号)第八条に規定するものをいう。)(の作成及び推進に関すること。

四六の三・四六の四 (略)
四七〇五 (略)

五十二の二 統計及び統計制度に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

五十一・五十二 (略)
五十二の二 (略)
五十三 情報公開・個人情報保護審査会設置法(平成十五年法律第六十号)第二条に規定する調査審議に関すること。

五十四 (略)
五四の二 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第九条第一項に規定する基本計画の認定に関すること。

五四の三〇五四の五 (略)
五五〇五八 (略)

五十九 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第

五条第四項及び第五項に規定する事務

五十九の二（略）

六十 金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）第四

条第一項に規定する事務

六十一 消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十

一年法律第四十八号）第四条第一項及び第六条第二

項に規定する事務

六十二（略）

第十条 第四条第一項第二十二号から第二十四号まで及
び第三項第十八号から第二十六号までに掲げる事務に
ついては、前条第一項の規定により特命担当大臣を置
き、当該事務を掌理させるものとする。

第十一条 第四条第一項第二十六号に掲げる事務、同条
第二項に規定する事務（金融庁設置法第四条第二項の
規定により金融庁の所掌に属するものに限る。）及び
第四条第三項第六十号に掲げる事務については、第九
条第一項の規定により特命担当大臣を置き当該事務を
掌理させるものとする。

第十一条の二 第四条第一項第二十七号及び第二十八号
に掲げる事務、同条第二項に規定する事務（消費者庁
及び消費者委員会設置法第四条第三項の規定により消
費者庁の所掌に属するものに限る。）並びに第四条第
三項第二十七号の二及び第六十一号に掲げる事務につ
いては、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置
き、当該事務を掌理させるものとする。

五十九 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第

五条第二項及び第三項に規定する事務

五十九の二（略）

六十 金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）第四

条に規定する事務

六十一 消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十

一年法律第四十八号）第四条及び第六条第二項に規

定する事務

六十二（略）

第十条 第四条第一項第十一号から第十三号まで及び第
三項第十八号から第二十六号までに掲げる事務につ
いては、前条第一項の規定により特命担当大臣を置き、
当該事務を掌理させるものとする。

第十一条 第四条第一項第十五号及び第三項第六十号に
掲げる事務については、第九条第一項の規定により特
命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする
。

第十一条の二 第四条第一項第十六号及び第十七号並び
に第三項第二十七号の二及び第六十一号に掲げる事務
については、第九条第一項の規定により特命担当大臣
を置き、当該事務を掌理させるものとする。

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(削る)</p>	<p>(削る)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>官民競争入札等監理委員会</p>	<p>競争の導入による公共サービス の改革に関する法律</p>
<p>第十一条の三 第四条第一項第二十九号及び第三項第二十七号の三から第二十七号の五までに掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。</p>			
<p>第十一条の三 第四条第一項第十九号及び第三項第二十七号の四から第二十七号の六までに掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。</p>			
<p>(所掌事務等) 第二十六条 (略) 2 第九条第一項の規定により置かれた特命担当大臣で第四条第一項第十三号から第十六号までに掲げる事務を掌理するもの(以下「科学技術政策担当大臣」という。)は、その掌理する事務に係る前項第一号に規定する基本的な政策並びに同項第二号及び第四号に規定する重要事項について、会議に諮問することができる。</p>			
<p>(所掌事務等) 第二十六条 (略) 2 第九条第一項の規定により置かれた特命担当大臣で第四条第一項第四号から第六号の二までに掲げる事務を掌理するもの(以下「科学技術政策担当大臣」という。)は、その掌理する事務に係る前項第一号に規定する基本的な政策並びに同項第二号及び第四号に規定する重要事項について、会議に諮問することができる。</p>			
<p>3・4 (略) (設置) 第三十七条 (略) 2 (略) 3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律(これらに基づく命令を含む。)の定めるところによる。</p>			
<p>3・4 (略) (設置) 第三十七条 (略) 2 (略) 3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律(これらに基づく命令を含む。)の定めるところによる。</p>			

(略)	(略)
(削る)	(削る)
(削る)	(削る)
(略)	(略)

(設置)

第四十条 本府に、地方創生推進事務局、知的財産戦略推進事務局、宇宙開発戦略推進事務局、北方対策本部、子ども・子育て本部、総合海洋政策推進事務局及び金融危機対応会議を置く。

2 (略)

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

(略)	(略)
(削る)	(削る)
(略)	(略)
犯罪被害者等施策推進會	犯罪被害者等基本法（平成

(略)	(略)
統計委員会	統計法（平成十九年法律第五十三号）
情報公開・個人情報保護審査會	情報公開・個人情報保護審査會設置法
(略)	(略)

(設置)

第四十条 本府に、北方対策本部、子ども・子育て本部及び金融危機対応会議を置く。

2 (略)

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

(略)	(略)
食育推進會議	食育基本法
(略)	(略)
犯罪被害者等施策推進會	犯罪被害者等基本法

議	十六年法律第百六十一号)
(削る)	(削る)
(略)	(略)

(地方創生推進事務局)

第四十条の二 地方創生推進事務局は、第四条第一項第四号、第五号、第七号、第八号、第十号及び第十一号並びに第三項第二号の二、第三号の二、第三号の三、第三号の五及び第三号の六に掲げる事務をつかさどる。

2 地方創生推進事務局の長は、地方創生推進事務局長とする。

3 地方創生推進事務局に、所要の職員を置く。

4 前二項に定めるもののほか、地方創生推進事務局の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

(知的財産戦略推進事務局)

第四十条の三 知的財産戦略推進事務局は、第四条第一項第六号に掲げる事務をつかさどる。

2 知的財産戦略推進事務局の長は、知的財産戦略推進事務局長とする。

3 知的財産戦略推進事務局に、所要の職員を置く。

4 前二項に定めるもののほか、知的財産戦略推進事務局の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

(宇宙開発戦略推進事務局)

第四十条の四 宇宙開発戦略推進事務局は、第四条第一

議	
自殺総合対策会議	自殺対策基本法
(略)	(略)

(新設)

(新設)

(新設)

項第十七号及び第三項第七号の四から第七号の七までに掲げる事務をつかさどる。

2 宇宙開発戦略推進事務局の長は、宇宙開発戦略推進事務局長とする。

3 宇宙開発戦略推進事務局に、所要の職員を置く。
4 前二項に定めるもののほか、宇宙開発戦略推進事務局の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

(北方対策本部)

第四十一条 北方対策本部は、第四条第一項第二十四号及び第三項第二十三号から第二十六号までに掲げる事務をつかさどる。

2 8 (略)

(子ども・子育て本部)

第四十一条の二 子ども・子育て本部は、第四条第一項第二十九号及び第三項第二十七号の三から第二十七号の五までに掲げる事務をつかさどる。

2 8 (略)

(総合海洋政策推進事務局)

第四十一条の三 総合海洋政策推進事務局は、第四条第一項第三十号に掲げる事務をつかさどる。

2 総合海洋政策推進事務局の長は、総合海洋政策推進事務局長とする。

3 総合海洋政策推進事務局に、所要の職員を置く。
4 前二項に定めるもののほか、総合海洋政策推進事務局の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

(総合事務局の所掌事務等)

(北方対策本部)

第四十一条 北方対策本部は、第四条第一項第十三号及び第三項第二十三号から第二十六号までに掲げる事務をつかさどる。

2 8 (略)

(子ども・子育て本部)

第四十一条の二 子ども・子育て本部は、第四条第一項第十九号及び第三項第二十七号の四から第二十七号の六までに掲げる事務をつかさどる。

2 8 (略)

(新設)

(総合事務局の所掌事務等)

第四十四条 (略)

一 (略)

二 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号) 第四条第三号に掲げる事務(地方農政局の所掌に属するものを除く。)、同項第五十八号、第六十二号から第六十四号まで、第六十六号、第六十八号、第六十九号、第七十五号から第七十七号まで及び第八十号から第八十三号までに掲げる事務並びに次に掲げる事務

2 (略)

イ、ホ (略)

附 則

第二条の二 第四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、同条第一項第九号並びに第三項第七号の八及び第十五号に掲げる事務のうち東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。附則第三条の二第二項において同じ。)からの復興に関するもの並びに第四条第三項第十四号の五に掲げる事務については、内閣府の所掌事務としない。

2 (略)

第四十四条 (略)

一 (略)

二 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号) 第四条第三号に掲げる事務(地方農政局の所掌に属するものを除く。)、同条第五十八号、第六十二号から第六十四号まで、第六十六号、第六十八号、第六十九号、第七十五号から第七十七号まで及び第八十号から第八十三号までに掲げる事務並びに次に掲げる事務

2 (略)

イ、ホ (略)

附 則

第二条の二 第四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、同条第一項第八号並びに第三項第七号の八及び第十五号に掲げる事務のうち東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。附則第三条の二第二項において同じ。)からの復興に関するもの並びに第四条第三項第十四号の五に掲げる事務については、内閣府の所掌事務としない。

2 (略)

警察法（昭和二十九年法律第六十二号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（任務及び所掌事務） 第五条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、国家公安委員会は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。</p> <p>3 国家公安委員会は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。</p> <p>4 国家公安委員会は、第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。 一 十二（略）</p> <p>十三 犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本法）平成十六年法律第六十一号）第八条第一項に規定する犯罪被害者等基本計画をいう。第二十一条第二号において同じ。）の作成及び推進に關すること。</p> <p>十四 二十六（略）</p> <p>5 前項に定めるもののほか、国家公安委員会は、第一項の任務を達成するため、法律（法律に基づく命令を含む。）の規定に基づきその権限に属させられた事務をつかさどる。</p> <p>6 前二項に定めるもののほか、国家公安委員会は、第二項の任務を達成するため、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第二項に規定する事務のうち、第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に關して閣議において決定され</p>	<p>（任務及び所掌事務） 第五条（略） （新設）</p> <p>2 国家公安委員会は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。 一 十二（略） （新設）</p> <p>3 前項に規定するもののほか、国家公安委員会は、第一項の任務を達成するため、法律（法律に基づく命令を含む。）の規定に基づきその権限に属させられた事務をつかさどる。 （新設）</p> <p>十三 二十五（略）</p>

た基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

7 | (略)

(監察の指示等)

第十二条の二 国家公安委員会は、第五条第四項第二十号の監察について必要があると認めるときは、警察庁に対する同項の規定に基づく指示を具体的又は個別的な事項にわたるものとすることができる。

2・3 (略)

(資料の提出の要求等)

第十二条の三 国家公安委員会は、第五条第六項に規定する事務の遂行のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 | 国家公安委員会は、第五条第六項に規定する事務の遂行のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。

3 | 国家公安委員会は、前項の規定により関係行政機関の長に対し勧告したときは、当該関係行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとつた措置について報告を求めることができる。

4 | 国家公安委員会は、第二項の規定により勧告した事項に関し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法（昭和二十二年法律第五号）第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

4 | (略)

(監察の指示等)

第十二条の二 国家公安委員会は、第五条第二項第二十号の監察について必要があると認めるときは、警察庁に対する同項の規定に基づく指示を具体的又は個別的な事項にわたるものとすることができる。

2・3 (略)

(新設)

第十二条の四 (略)

(所掌事務)

第十七条 警察庁は、国家公安委員会の管理の下に、第五、第四、第三、第二、第一各号に掲げる事務をつかさどり、並びに同条第五項及び第六項に規定する事務について国家公安委員会を補佐する。

(長官官房の所掌事務)

第二十一条 (略)

一、三 (略)

四 所管行政に関する企画、立案及び総合調整に関すること(次号に掲げるものを除く。)

五 第五条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

六、十九 (略)

二十 犯罪被害者等基本計画の作成及び推進に関すること。

二十一、二十五 (略)

(管区警察局の設置)

第三十条 警察庁に、その所掌事務のうち、第五条第四項第二号、第四号から第十五号まで、第十七号から第二十二号まで及び第二十三号から第二十六号までに掲げるものに係るものを分掌させるため、地方機関として、管区警察局を置く。

2 (略)

第十二条の三 (略)

(所掌事務)

第十七条 警察庁は、国家公安委員会の管理の下に、第五、第二、第一各号に掲げる事務をつかさどり、及び同条第三項の事務について国家公安委員会を補佐する。

(長官官房の所掌事務)

第二十一条 (略)

一、三 (略)

四 所管行政に関する企画、立案及び総合調整に関すること。

(新設)

五、十八 (略)

(新設)

十九、二十三 (略)

(管区警察局の設置)

第三十条 警察庁に、その所掌事務のうち、第五条第二項第二号、第四号から第十四号まで、第十六号から第二十九号まで及び第二十二号から第二十五号までに掲げるものに係るものを分掌させるため、地方機関として、管区警察局を置く。

2 (略)

(東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部)
 第三十三条 警察庁に、その所掌事務のうち、東京都及び北海道の区域における第五条第四項第十八号及び第十九号に掲げるものに係るものを分掌させるため、地方機関として、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部を置く。

2・3 (略)

(経費)
 第三十七条 (略)
 一(十一) (略)

十二 第二十一条第二十二号に規定する給付金に関する事務の処理に要する経費

2・3 (略)

(組織及び権限)
 第三十八条 (略)

2・3 (略)

4 第五条第五項の規定は、都道府県公安委員会の事務について準用する。

5・6 (略)

(警視庁及び道府県警察本部)
 第四十七条 (略)

2 警視庁及び道府県警察本部は、それぞれ、都道府県公安委員会の管理の下に、都警察及び道府県警察の事務をつかさどり、並びに第三十八条第四項において準用する第五条第五項の事務について都道府県公安委員会を補佐する。

(東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部)
 第三十三条 警察庁に、その所掌事務のうち、東京都及び北海道の区域における第五条第二項第十七号及び第十八号に掲げるものに係るものを分掌させるため、地方機関として、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部を置く。

2・3 (略)

(経費)
 第三十七条 (略)
 一(十一) (略)

十二 第二十一条第二十号に規定する給付金に関する事務の処理に要する経費

2・3 (略)

(組織及び権限)
 第三十八条 (略)

2・3 (略)

4 第五条第三項の規定は、都道府県公安委員会の事務について準用する。

5・6 (略)

(警視庁及び道府県警察本部)
 第四十七条 (略)

2 警視庁及び道府県警察本部は、それぞれ、都道府県公安委員会の管理の下に、都警察及び道府県警察の事務をつかさどり、並びに第三十八条第四項において準用する第五条第三項の事務について都道府県公安委員会を補佐する。

3
·
4
)
(略)

3
·
4
)
(略)

一・二 (略)
2 金融庁は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務及び前項各号に掲げる事務のほか、政令で定める日までの間、銀行等保有株式取得機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関する事務をつかさどる。

一・二 (略)
2 金融庁は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務及び前項各号に掲げる事務のほか、政令で定める日までの間、銀行等保有株式取得機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関する事務をつかさどる。

改正案	現行
<p>（任務） 第三条（略） 2 前項に定めるもののほか、消費者庁は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。 3 消費者庁は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。</p>	<p>（任務） 第三条（略） （新設） （新設） （所掌事務） 第四条 消費者庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務（第六条第二項に規定する事務を除く。）をつかさどる。 一 二十七日（略） （新設）</p>
<p>2 前項に定めるもののほか、消費者庁は、前条第二項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。 一 消費者基本法第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項 二 食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項</p>	<p>（所掌事務） 第四条 消費者庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務（第六条第二項に規定する事務を除く。）をつかさどる。 一 二十七日（略） （新設）</p>

3

前二項に定めるもののほか、消費者庁は、前条第二項の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

(新設)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 審議会等</p> <p>第一款（略）</p> <p>第二款 地方財政審議会（第九条 第十七条）</p> <p>第三款 行政不服審査会（第十七条の二）</p> <p>第四款 情報公開・個人情報保護審査会（第十七条の三）</p> <p>第五款 官民競争入札等監理委員会（第十七条の四）</p> <p>第六款 独立行政法人評価制度委員会（第十七条の五）</p> <p>第七款 国地方係争処理委員会（第十八条）</p> <p>第八款 電気通信紛争処理委員会（第十九条）</p> <p>第九款 電波監理審議会（第二十条）</p> <p>第十款 統計委員会（第二十一条）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（任務）</p> <p>第三条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 審議会等</p> <p>第一款（略）</p> <p>第二款 地方財政審議会（第九条 第十七条）</p> <p>第二款の二 行政不服審査会（第十七条の二）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第二款の三 独立行政法人評価制度委員会（第十 七条の三）</p> <p>第三款 国地方係争処理委員会（第十八条）</p> <p>第四款 電気通信紛争処理委員会（第十九条）</p> <p>第五款 電波監理審議会（第二十条・第二十一条）</p> <p>（新設）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（任務）</p> <p>第三条（略）</p>

2 前項に定めるもののほか、総務省は、同項の任務に
関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を
助けることを任務とする。

3 総務省は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官
房を助けるものとする。

(所掌事務)

第四条 総務省は、前条第一項の任務を達成するため、
次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 略

(削る)

三・四 (略)

五 競争の導入による公共サービスの改革に関する法
律(平成十八年法律第五十一号)第七条第一項に規
定する公共サービス改革基本方針の策定並びに官民
競争入札及び民間競争入札の実施の監理に関するこ
と。

六(十二) (略)

十三 第十一号の規定による評価並びに前号の規定に
よる評価及び監視(次号において「行政評価等」と
いう。)に関連して、次に掲げる業務の実施状況に
関し必要な調査を行うこと。

イ 独立行政法人の業務

ロ 第九号に規定する法人の業務

ハ・ニ (略)

十四 (略)

十五 各行政機関の業務、第十三号に規定する業務及
び前号に規定する地方公共団体の業務に関する苦情
の申出についての必要なあつせんに関すること。

十六(三十六) (略)

(新設)

(新設)

(所掌事務)

第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲
げる事務をつかさどる。

一・二 略

三(九) 削除

十(十一) (略)

(新設)

十二(十八) (略)

十九 第十七号の規定による評価並びに前号の規定に
よる評価及び監視(次号において「行政評価等」と
いう。)に関連して、次に掲げる業務の実施状況に
関し必要な調査を行うこと。

イ (略)

ロ 第十五号に規定する法人の業務

ハ・ニ (略)

二十 (略)

二十一 各行政機関の業務、第十九号に規定する業務
及び前号に規定する地方公共団体の業務に関する苦
情の申出についての必要なあつせんに関すること。

二十二(四十二) (略)

三十七 第三十四号及び第三十五号に掲げる選挙、国民審査及び投票の普及及び宣伝に関すること。

三十八 〓 五十 (略)

五十一 第三十九号から前号までに掲げるもののほか、地方財政に関すること。

五十二 〓 七十三 (略)

七十四 (略)

七十五 (略)

七十六 〓 八十一 (略)

八十二 第七十七号から前号までに掲げるもののほか、統計技術の研究その他統計の発達及び改善に関すること(他の行政機関の所掌に属するものを除く)。

八十三 (略)

(削る)

八十四 〓 八十五 (略)

八十六 〓 九十五 (略)

2 前項に定めるもののほか、総務省は、前条第二項の任務を達成するため、同条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

(勧告及び調査等)

第六条 総務大臣は、総務省の所掌事務のうち、第四条第一項第四号及び第十二号に掲げる事務について必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し勧告をすることができる。

2 総務大臣は、第四条第一項第十二号の規定による評

四十三 第四十号及び第四十一号に掲げる選挙、国民審査及び投票の普及及び宣伝に関すること。

四十四 〓 五十六 (略)

五十七 第四十五号から前号までに掲げるもののほか、地方財政に関すること。

五十八 〓 七十九 (略)

七十九の二 (略)

七十九の三 (略)

八十 〓 八十五 (略)

八十六 第八十一号から前号までに掲げるもののほか、統計技術の研究その他統計の発達及び改善に関すること(他の行政機関の所掌に属するものを除く)。

八十七 (略)

八十八 削除

八十九 〓 八十九の二 (略)

九十 〓 九十九 (略)

(新設)

(勧告及び調査等)

第六条 総務大臣は、総務省の所掌事務のうち、第四条第十一号及び第十八号に掲げる事務について必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し勧告をすることができる。

2 総務大臣は、第四条第十八号の規定による評価又は

価又は監視（以下この条において「評価又は監視」という。）を行うため必要な範囲において、各行政機関の長に対し資料の提出及び説明を求め、又は各行政機関の業務について実地に調査することができる。

3 総務大臣は、評価又は監視に関連して、第四条第一項第十三号に規定する業務について、書面により又は実地に調査することができる。この場合において、調査を受けるものは、その調査を拒んではならない。

4 総務大臣は、評価又は監視の目的を達成するために必要な最小限度において、第四条第一項第十四号に規定する地方公共団体の業務について、書面により又は実地に調査することができる。この場合においては、あらかじめ、関係する地方公共団体の意見を聴くものとする。

5 8 (略)

第三章 本省に置かれる職及び機関

第二節 審議会等

第一款 設置

第八条 (略)

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより総務省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

行政不服審査会

情報公開・個人情報保護審査会

官民競争入札等監理委員会

独立行政法人評価制度委員会

監視（以下この条において「評価又は監視」という。）を行うため必要な範囲において、各行政機関の長に対し資料の提出及び説明を求め、又は各行政機関の業務について実地に調査することができる。

3 総務大臣は、評価又は監視に関連して、第四条第九号に規定する業務について、書面により又は実地に調査することができる。この場合において、調査を受けるものは、その調査を拒んではならない。

4 総務大臣は、評価又は監視の目的を達成するために必要な最小限度において、第四条第二十号に規定する地方公共団体の業務について、書面により又は実地に調査することができる。この場合においては、あらかじめ、関係する地方公共団体の意見を聴くものとする。

5 8 (略)

第三章 本省に置かれる職及び機関

第二節 審議会等

第一款 設置

第八条 (略)

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより総務省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

行政不服審査会

(新設)

(新設)

独立行政法人評価制度委員会

国地方係争処理委員会
電気通信紛争処理委員会
電波監理審議会
統計委員会

第二款 地方財政審議会
第九条～第十七条 (略)

第三款 行政不服審査会
第十七条の二 (略)

第四款 情報公開・個人情報保護審査会
第十七条の三 情報公開・個人情報保護審査会については、情報公開・個人情報保護審査会設置法(平成十五年法律第六十号。これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

第五款 官民競争入札等監理委員会
第十七条の四 官民競争入札等監理委員会については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

第六款 独立行政法人評価制度委員会
第十七条の五 (略)

第七款 国地方係争処理委員会
第十八条 (略)

第八款 電気通信紛争処理委員会
第十九条 (略)

国地方係争処理委員会
電気通信紛争処理委員会
電波監理審議会
(新設)

第二款 地方財政審議会
第九条～第十七条 (略)

第二款の二 行政不服審査会
第十七条の二 (略)

(新設)
(新設)

(新設)
(新設)

第二款の三 独立行政法人評価制度委員会
第十七条の三 (略)

第三款 国地方係争処理委員会
第十八条 (略)

第四款 電気通信紛争処理委員会
第十九条 (略)

第九款 電波監理審議会
第二十条 (略)

第十款 統計委員会

第二十一条 統計委員会については、統計法(平成十九年法律第五十三号。これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

第三節 特別の機関

第二十二条(略) 第二十三条の二 (略)

第四節 地方支分部局

第二十四条 (略)

(管区行政評価局等)

第二十五条 管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所は、総務省の所掌事務のうち第四条第一項第十号から第十六号までに掲げる事務並びに内閣法第二十七条の規定により管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に属させられた事務を分掌する。

2 総務大臣は、前項に定める事務のほか、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に、総務省の所掌事務のうち、第四条第一項第三号、第四号、第六号から第九号まで、第七十七号から第八十号まで及び第八十二号に掲げる事務(同号に掲げる事務にあつては、統計技術の研究に関するものを除く。)に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務並びに次に掲げる案

第五款 電波監理審議会
第二十条 (略)

(新設)
削除

第二十一条

第三節 特別の機関

第二十二条(略) 第二十三条の二 (略)

第四節 地方支分部局

第二十四条 (略)

(管区行政評価局等)

第二十五条 管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所は、総務省の所掌事務のうち第四条第十六号から第二十二号までに掲げる事務並びに内閣法第二十七条の規定により管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に属させられた事務を分掌する。

2 総務大臣は、前項に定める事務のほか、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に、総務省の所掌事務のうち、第四条第十号から第十五号まで、第八十一号から第八十四号まで及び第八十六号に掲げる事務(同号に掲げる事務にあつては、統計技術の研究に関するものを除く。)に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務並びに次に掲げる案内所に関する事務を

内所に関する事務を分掌させることができる。

一、四 (略)

三、六 (略)

第二十六条・第二十七条 (略)

(総合通信局等)

第二十八条 総合通信局及び沖縄総合通信事務所は、総務省の所掌事務のうち、第四条第一項第五十七号から第六十六号まで、第六十八号から第七十号まで、第七十五号、第九十号及び第九十五号に掲げる事務を分掌する。

二、四 (略)

第二十九条 (略)

第四章 外局

(略)

附則

(所掌事務の特例)

第二条 総務省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一、七 (略)

2 総務省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

分掌させることができる。

一、四 (略)

三、六 (略)

第二十六条・第二十七条 (略)

(総合通信局等)

第二十八条 総合通信局及び沖縄総合通信事務所は、総務省の所掌事務のうち、第四条第六十三号から第七十二号まで、第七十四号から第七十六号まで、第七十九号の三、第九十四号及び第九十九号に掲げる事務を分掌する。

二、四 (略)

第二十九条 (略)

第四章 外局

(略)

附則

(所掌事務の特例)

第二条 総務省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一、七 (略)

2 総務省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	(削る)	(略)	郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第八條に規定する移行期間の末日
事務	(削る)	(略)	同法に規定する事務を行うこと

(削る)

期限	平成十四年三月三十一日	(略)	郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第八條に規定する移行期間の末日
事務	地域改善対策特定事業(地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和六十二年法律第二十二号)第二条第一項に規定する地域改善対策特定事業をいう。以下同じ)に関する関係行政機関の事務の調整にすることその他地域改善対策特定事業に関すること(他省の所掌に属するものを除く)。	(略)	郵政民営化法に規定する事務を行うこと。

3

総務省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号並びに第一項各号及び前項の表の下欄に掲げる事務のほか、平成二十一年三月三十一日までの間、地方税等減収補てん臨時交付金に関する事務をつかさどる。

(公務員制度調査会)

(削る)

(地方財政審議会の所掌事務の特例)

第四条 (略)

2 (略)

(削る)

第四条 平成十四年三月三十一日までの間、本省に、公務員制度調査会を置く。

2 公務員制度調査会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣総理大臣又は総務大臣の諮問に応じて国家公務員に関する制度に関する重要事項を調査審議すること。

二 前号に規定する重要事項に関し、内閣総理大臣又は総務大臣に意見を述べること。

3 公務員制度調査会の委員その他の職員で政令で定めるものは、内閣総理大臣が任命する。

4 前三項に定めるもののほか、公務員制度調査会の組織及び委員その他の職員その他公務員制度調査会に関する必要な事項については、政令で定める。

(地方財政審議会の所掌事務の特例)

第五条 (略)

2 (略)

3 地方財政審議会は、第九条及び前二項に定める事務をつかさどるほか、平成二十一年三月三十一日までの間、地方税等減収補てん臨時交付金に関する法律(平成二十年法律第八十四号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定を準用する。

改正案	現行
<p>（任務）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、法務省は、同項の任務に 関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を 助けることを任務とする。</p> <p>3 法務省は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官 房を助けるものとする。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 法務省は、前条第一項の任務を達成するため、 次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十一（略）</p> <p>十二 刑及び勾留、少年院に送致する保護処分及び少 年鑑別所に送致する観護の措置、補導処分並びに監 置の裁判の執行に関すること。</p> <p>十二の二 三十九（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、法務省は、前条第二項の 任務を達成するため、同条第一項の任務に関連する特 定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して 閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行 政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び 立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。</p> <p>（法務局及び地方法務局）</p>	<p>（任務）</p> <p>第三条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 法務省は、前条の任務を達成するため、次に掲 げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十一（略）</p> <p>十二 刑及び勾留、少年院に送致する保護処分及び少 年鑑別所に送致する観護の措置、補導処分並びに監 置の裁判の執行に関すること。</p> <p>十二の二 三十九（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（法務局及び地方法務局）</p>

第十八条 法務局及び地方法務局は、法務省の所掌事務のうち、第四条第一項第二十一号から第二十三号まで及び第二十六号から第三十一号までに掲げる事務並びに法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき法務省に属させられた事務を分掌する。

2
5 (略)

(地方入国管理局)

第二十一条 地方入国管理局は、法務省の所掌事務のうち、第四条第一項第三十二号から第三十四号までに掲げる事務を分掌する。

2
4 (略)

第十八条 法務局及び地方法務局は、法務省の所掌事務のうち、第四条第二十一号から第二十三号まで及び第二十六号から第三十一号までに掲げる事務並びに法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき法務省に属させられた事務を分掌する。

2
5 (略)

(地方入国管理局)

第二十一条 地方入国管理局は、法務省の所掌事務のうち、第四条第三十二号から第三十四号までに掲げる事務を分掌する。

2
4 (略)

改正案	現行
<p>（任務） 第三条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、外務省は、同項の任務に 関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を 助けることを任務とする。</p> <p>3 外務省は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官 房を助けるものとする。</p> <p>（所掌事務） 第四条 外務省は、前条第一項の任務を達成するため、 次に掲げる事務をつかさどる。 一 二十九（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、外務省は、前条第二項の 任務を達成するため、同条第一項の任務に関連する特 定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して 閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行 政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び 立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。</p>	<p>（任務） 第三条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（所掌事務） 第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲 げる事務をつかさどる。 一 二十九（略）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>（任務） 第三条（略） 2 前項に定めるもののほか、財務省は、同項の任務に 関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を 助けることを任務とする。 3 財務省は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官 房を助けるものとする。 （所掌事務） 第四条 財務省は、前条第一項の任務を達成するため、 次に掲げる事務をつかさどる。 一 四十四（略） 四十五 国家公務員の宿舎の設置（合同宿舎につい ては、その設置及び管理）に關すること及び国家公務 員の宿舎の管理に關する事務の總括に關すること。 四十六 五十四（略） 五十五 健全な財政の確保、国庫の適正な管理、通貨 に対する信頼の維持及び外国為替の安定の確保の任 務を遂行する観点から行う金融破綻処理制度及び金 融危機管理に關する企画及び立案に關すること。 五十六 六十一（略） （削る） （削る） （削る）</p>	<p>（任務） 第三条（略） （新設） （新設） （所掌事務） 第四条 財務省は、前条の任務を達成するため、次に掲 げる事務をつかさどる。 一 四十四（略） 四十五 国家公務員の宿舎の設置（合同宿舎につい ては、その設置及び管理）に關すること並びに国家公 務員の宿舎の管理に關する事務の總括に關すること 。 四十六 五十四（略） 五十五 健全な財政の確保、国庫の適正な管理、通貨 に対する信頼の維持及び外国為替の安定の確保の任 務を遂行する観点から行う金融破綻^た処理制度及び金 融危機管理に關する企画及び立案に關すること。 五十六 六十一（略） 六十二 削除 六十三 削除</p>

六十二〜六十五 (略)

2 前項に定めるもののほか、財務省は、前条第二項の任務を達成するため、同条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

(財務局)

第十三条 財務局は、財務省の所掌事務のうち第四条第一項第一号、第三号、第六号、第八号、第十号、第十二号、第十四号、第十五号、第三十二号、第三十五号、第三十六号、第四十号、第四十一号、第四十二号(製造たばこの特定販売業、塩特定販売業及び特殊用塩特定販売業を営む者の監督に関するものを除く。)から第四十六号まで、第六十一号及び第六十五号に掲げる事務並びに次に掲げる事務を分掌し、並びに金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)第四条第一項各号に掲げる事務のうち法令の規定により財務局に属させられた事務をつかさどる。

一 七 (略)

2・3 (略)

(財務支局)
第十四条 (略)

2 前項に定めるもののほか、財務支局は、金融庁設置法第四条第一項各号に掲げる事務のうち法令の規定により財務支局に属させられた事務をつかさどる。

3 5 (略)

六十四〜六十七 (略)
(新設)

(財務局)

第十三条 財務局は、財務省の所掌事務のうち第四条第一号、第三号、第六号、第八号、第十号、第十二号、第十四号、第十五号、第三十二号、第三十五号、第三十六号、第四十号、第四十一号、第四十二号(製造たばこの特定販売業、塩特定販売業及び特殊用塩特定販売業を営む者の監督に関するものを除く。)から第四十六号まで、第六十一号及び第六十七号に掲げる事務並びに次に掲げる事務を分掌し、並びに金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)第四条各号に掲げる事務のうち法令の規定により財務局に属させられた事務をつかさどる。

一 七 (略)

2・3 (略)

(財務支局)
第十四条 (略)

2 前項に定めるもののほか、財務支局は、金融庁設置法第四条各号に掲げる事務のうち法令の規定により財務支局に属させられた事務をつかさどる。

3 5 (略)

(税関等)

第十六条 税関及び沖縄地区税関は、財務省の所掌事務のうち、第四条第一項第二十四号から第二十八号まで、第六十三号及び第六十五号に掲げる事務並びに次に掲げる事務を分掌する。

一 四 (略)

2 6 (略)

(所掌事務)

第二十条 国税庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第十七号、第十九号(酒税の保全に関する制度の企画及び立案を除く。)から第二十三号まで、第六十三号及び第六十五号に掲げる事務並びに次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

(国税局等)

第二十三条 (略)

2 (略)

3 国税局及び沖縄国税事務所は、国税庁の所掌事務のうち、第四条第一項第十七号、第十九号(酒税の保全並びに酒類業の発達、改善及び調整に関する制度の企画及び立案を除く。)、第二十号、第六十三号及び第六十五号に掲げる事務並びに次に掲げる事務を分掌する。

一 三 (略)

4 8 (略)

(国税庁監察官)

第二十六条 国税庁の所属職員(国税庁、国税局及び沖

(税関等)

第十六条 税関及び沖縄地区税関は、財務省の所掌事務のうち、第四条第二十四号から第二十八号まで、第十五号及び第六十七号に掲げる事務並びに次に掲げる事務を分掌する。

一 四 (略)

2 6 (略)

(所掌事務)

第二十条 国税庁は、前条の任務を達成するため、第四条第十七号、第十九号(酒税の保全に関する制度の企画及び立案を除く。)から第二十三号まで、第六十五号及び第六十七号に掲げる事務並びに次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

(国税局等)

第二十三条 (略)

2 (略)

3 国税局及び沖縄国税事務所は、国税庁の所掌事務のうち、第四条第十七号、第十九号(酒税の保全並びに酒類業の発達、改善及び調整に関する制度の企画及び立案を除く。)、第二十号、第六十五号及び第六十七号に掲げる事務並びに次に掲げる事務を分掌する。

一 三 (略)

4 8 (略)

(国税庁監察官)

第二十六条 国税庁の所属職員(国税庁、国税局及び沖

<p>2 1 （略） 附 則</p> <p>2 1 （略） 附 則</p> <p>2 ・ 3 （略）</p> <p>。 繩国税事務所の審議会等及び施設等機関の職員を除く 以下同じ。）についてその職務上必要な監察及び第 四條第一項第二十一号に掲げる事務を行わせるため、 国税庁に国税庁監察官百二十人以内を置く。</p>	<p>2 1 （略） 附 則</p> <p>2 1 （略） 附 則</p> <p>2 ・ 3 （略）</p> <p>。 繩国税事務所の審議会等及び施設等機関の職員を除く 以下同じ。）についてその職務上必要な監察及び第 四條第一項第二十一号に掲げる事務を行わせるため、 国税庁に国税庁監察官百二十人以内を置く。</p>
<p>2 1 （略） 附 則</p> <p>2 1 （略） 附 則</p> <p>2 ・ 3 （略）</p> <p>。 繩国税事務所の審議会等及び施設等機関の職員を除く 以下同じ。）についてその職務上必要な監察及び第 四條第二十一号に掲げる事務を行わせるため、 国税庁 に国税庁監察官百二十人以内を置く。</p>	<p>2 1 （略） 附 則</p> <p>2 1 （略） 附 則</p> <p>2 ・ 3 （略）</p> <p>。 繩国税事務所の審議会等及び施設等機関の職員を除く 以下同じ。）についてその職務上必要な監察及び第 四條第二十一号に掲げる事務を行わせるため、 国税庁 に国税庁監察官百二十人以内を置く。</p>
<p>2 1 （略） 附 則</p> <p>2 1 （略） 附 則</p> <p>2 ・ 3 （略）</p> <p>。 繩国税事務所の審議会等及び施設等機関の職員を除く 以下同じ。）についてその職務上必要な監察及び第 四條第一項第二十一号に掲げる事務を行わせるため、 国税庁に国税庁監察官百二十人以内を置く。</p>	<p>2 1 （略） 附 則</p> <p>2 1 （略） 附 則</p> <p>2 ・ 3 （略）</p> <p>。 繩国税事務所の審議会等及び施設等機関の職員を除く 以下同じ。）についてその職務上必要な監察及び第 四條第一項第二十一号に掲げる事務を行わせるため、 国税庁に国税庁監察官百二十人以内を置く。</p>
<p>2 1 （略） 附 則</p> <p>2 1 （略） 附 則</p> <p>2 ・ 3 （略）</p> <p>。 繩国税事務所の審議会等及び施設等機関の職員を除く 以下同じ。）についてその職務上必要な監察及び第 四條第二十一号に掲げる事務を行わせるため、 国税庁 に国税庁監察官百二十人以内を置く。</p>	<p>2 1 （略） 附 則</p> <p>2 1 （略） 附 則</p> <p>2 ・ 3 （略）</p> <p>。 繩国税事務所の審議会等及び施設等機関の職員を除く 以下同じ。）についてその職務上必要な監察及び第 四條第二十一号に掲げる事務を行わせるため、 国税庁 に国税庁監察官百二十人以内を置く。</p>
<p>2 1 （略） 附 則</p> <p>2 1 （略） 附 則</p> <p>2 ・ 3 （略）</p> <p>。 繩国税事務所の審議会等及び施設等機関の職員を除く 以下同じ。）についてその職務上必要な監察及び第 四條第一項第二十一号に掲げる事務を行わせるため、 国税庁に国税庁監察官百二十人以内を置く。</p>	<p>5 （略）</p>
<p>2 1 （略） 附 則</p> <p>2 1 （略） 附 則</p> <p>2 ・ 3 （略）</p> <p>。 繩国税事務所の審議会等及び施設等機関の職員を除く 以下同じ。）についてその職務上必要な監察及び第 四條第二十一号に掲げる事務を行わせるため、 国税庁 に国税庁監察官百二十人以内を置く。</p>	<p>5 （略）</p>

改正案	現行
<p>（任務） 第三条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、文部科学省は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。</p> <p>3 文部科学省は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。</p> <p>（所掌事務） 第四条 文部科学省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 九十三（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、文部科学省は、前条第二項の任務を達成するため、同条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。</p> <p>（所掌事務） 第十六条 スポーツ庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第三号、第五号、第三十号、第三十八号、第三十九号、第六十九号から第七十六号まで、第八十六号（スポーツの振興に係るものに限る。）、第八十七号及び第八十九号から第九十三号までに掲げる事</p>	<p>（任務） 第三条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（所掌事務） 第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 九十三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（所掌事務） 第十六条 スポーツ庁は、前条の任務を達成するため、第四条第三号、第五号、第三十号、第三十八号、第三十九号、第六十九号から第七十六号まで、第八十六号（スポーツの振興に係るものに限る。）、第八十七号及び第八十九号から第九十三号までに掲げる事務並び</p>

務並びに学校における体育及び保健教育の基準の設定に関する事務をつかさどる。

(所掌事務)

第十九条 文化庁は、前条の任務を達成するため、第四
条第一項第三号、第五号、第三十六号、第三十八号、
第三十九号、第七十七号から第八十五号まで、第八十
六号(学術及びスポーツの振興に係るものを除く。)、第
八十七号及び第八十九号から第九十三号までに掲
げる事務をつかさどる。

附 則

1 (略)

(所掌事務の特例)

2 文部科学省は、第三条第一項の任務を達成するため
、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、
高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の職業
に関する教科の教科用図書及び特別支援学校の教科用
図書の編修及び改訂に関する事務をつかさどる。

3 (略)

に学校における体育及び保健教育の基準の設定に關する事務をつかさどる。

(所掌事務)

第十九条 文化庁は、前条の任務を達成するため、第四
条第三号、第五号、第三十六号、第三十八号、第三
十九号、第七十七号から第八十五号まで、第八十六号(学
術及びスポーツの振興に係るものを除く。)、第八
十七号及び第八十九号から第九十三号までに掲げる事
務をつかさどる。

附 則

1 (略)

(所掌事務の特例)

2 文部科学省は、第三条の任務を達成するため、第四
条各号に掲げる事務のほか、当分の間、高等学校(中
等教育学校の後期課程を含む。)の職業に関する教科
の教科用図書及び特別支援学校の教科用図書の編修及
び改訂に関する事務をつかさどる。

3 (略)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 施設等機関（第十六条）</p> <p>第四節 特別の機関（第十六条の二）</p> <p>第五節 地方支分部局（第十七条 第二十四条）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（任務）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、厚生労働省は、引揚援護、戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族等の援護及び旧陸海軍の残務の整理を行うことを任務とする。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、厚生労働省は、前二項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。</p> <p>4 厚生労働省は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条第一項及び第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 八十九（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 施設等機関（第十六条）</p> <p>（新設）</p> <p>第四節 地方支分部局（第十七条 第二十四条）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（任務）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 厚生労働省は、前項のほか、引揚援護、戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族等の援護及び旧陸海軍の残務の整理を行うことを任務とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 八十九（略）</p>

八十九の二 自殺対策の大綱（自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）第八条に規定する自殺対策の大綱をいう。）の作成及び推進に關すること。

九十～百十一（略）

2（略）

3 第一項に定めるもののほか、厚生労働省は、前条第三項の任務を達成するため、同条第一項及び第二項の任務に關連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に關して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に關する事務をつかさどる。

第三章 本省に置かれる職及び機關

第一節・第二節（略）

第三節 施設等機關

第十六条（略）

第四節 特別の機關

（自殺総合対策会議）

第十六条の二 別に法律で定めるところにより厚生労働省に置かれる特別の機關で本省に置かれるものは、自殺総合対策会議とする。

2 自殺総合対策会議については、自殺対策基本法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第五節 地方支分部局

（地方厚生局）

（新設）

九十～百十一（略）

2（略）

（新設）

第三章 本省に置かれる職及び機關

第一節・第二節（略）

第三節 施設等機關

第十六条（略）

（新設）

（新設）

第四節 地方支分部局

（地方厚生局）

第十八条 地方厚生局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四号、第九号から第十七号まで、第十八号、第十九号、第二十二号、第二十三号、第二十六号、第二十八号、第三十号、第三十一号、第三十二号、第三十三号、第三十七号から第四十号まで、第七十四号、第七十五号、第七十七号、第七十九号から第八十二号まで、第八十四号、第八十五号、第八十七号から第八十九号まで、第九十号から第九十六号の二まで、第九十八号から第百号の二まで、第百二号、第百四号及び第百十一号に掲げる事務を分掌し、並びに消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第四条第一項各号に掲げる事務のうち法令の規定により地方厚生局に属させられた事務をつかさどる。

2・3 (略)

(地方厚生支局)

第十九条 (略)

2 前項に定めるもののほか、地方厚生支局は、消費者庁及び消費者委員会設置法第四条第一項各号に掲げる事務のうち法令の規定により地方厚生支局に属させられた事務をつかさどる。

3・5 (略)

第二十条 第二十四条 (略)

第十八条 地方厚生局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四号、第九号から第十七号まで、第十八号、第十九号、第二十二号、第二十三号、第二十六号、第二十八号、第三十号、第三十一号、第三十二号、第三十三号、第三十七号から第四十号まで、第七十四号、第七十五号、第七十七号、第七十九号から第八十二号まで、第八十四号、第八十五号、第八十七号から第八十九号の二まで、第九十八号から第百号の二まで、第百二号、第百四号及び第百十一号に掲げる事務を分掌し、並びに消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第四条各号に掲げる事務のうち法令の規定により地方厚生局に属させられた事務をつかさどる。

2・3 (略)

(地方厚生支局)

第十九条 (略)

2 前項に定めるもののほか、地方厚生支局は、消費者庁及び消費者委員会設置法第四条各号に掲げる事務のうち法令の規定により地方厚生支局に属させられた事務をつかさどる。

3・5 (略)

第二十条 第二十四条 (略)

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第一節（第三節）（略）</p> <p>第四節 特別の機関（第十二条 第十六条の二）</p> <p>第五節（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（任務）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、農林水産省は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。</p> <p>3 農林水産省は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 農林水産省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（五）（略）</p> <p>六 食育推進基本計画（食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十六条第一項に規定する食育推進基本計画をいう。）の作成及び推進に関すること。</p> <p>七（三十六）（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第一節（第三節）（略）</p> <p>第四節 特別の機関（第十二条 第十六条）</p> <p>第五節（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（任務）</p> <p>第三条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 農林水産省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（五）（略）</p> <p>（新設）</p> <p>六（三十五）（略）</p>

(削る)
三十七〜八十七 (略)

2 前項に定めるもののほか、農林水産省は、前条第二項の任務を達成するため、同条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

第三章 本省に置かれる職及び機関

第四節 特別の機関

(設置)

第十二条 本省に、農林水産技術会議を置く。

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより農林水産省に置かれる特別の機関で本省に置かれるものは、食育推進会議とする。

(農林水産技術会議)

第十三条 農林水産技術会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜七 (略)

第十四条 農林水産技術会議は、会長及び委員六人をもって組織する。

2〜4 (略)

第十五条 農林水産技術会議の事務を処理させるため、

三十六 削除
三十七〜八十七 (略)
(新設)

第三章 本省に置かれる職及び機関

第四節 特別の機関

(農林水産技術会議)

第十二条 本省に、農林水産技術会議(次条から第十六条までにおいて「会議」という。)を置く。

(新設)

第十三条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜七 (略)

第十四条 会議は、会長及び委員六人をもって組織する。

2〜4 (略)

第十五条 会議の事務を処理させるため、会議に事務局

農林水産技術会議に事務局を置く。

2 (略)

第十六条 第十二条第一項及び前三条に規定するもののほか、農林水産技術会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(食育推進会議)

第十六条の二 食育推進会議については、食育基本法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

第五節 地方支分部局

(地方農政局)

第十八条 地方農政局は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 第四条第一項第三号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十二号(輸出に係るものに限る。)、第十四号から第十六号まで、第十八号から第二十号まで、第二十一号(病虫害の防除及び家畜の衛生に係るものに限る。)、第二十二号(獣医療に係るものに限る。)、第二十三号から第二十九号まで、第三十一号、第三十二号、第三十五号(助成に係るものに限る。)、第三十六号(農業信用基金協会の業務の監督に係るものに限る。)、第三十七号、第四十号から第五十一号まで、第五十二号(納付金の徴収に係るものに限る。)、第五十四号、第五十五号及び第八十七号に掲げる事務

2 (略) (略)

を置く。

2 (略)

第十六条 第十二条から前条までに規定するもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(新設)

第五節 地方支分部局

(地方農政局)

第十八条 地方農政局は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 第四条第三号から第十号まで、第十一号(輸出に係るものに限る。)、第十三号から第十五号まで、第十七号から第十九号まで、第二十号(病虫害の防除及び家畜の衛生に係るものに限る。)、第二十一号(獣医療に係るものに限る。)、第二十二号から第二十八号まで、第三十号、第三十一号、第三十四号(助成に係るものに限る。)、第三十五号(農業信用基金協会の業務の監督に係るものに限る。)、第三十七号、第四十号から第五十一号まで、第五十二号(納付金の徴収に係るものに限る。)、第五十四号、第五十五号及び第八十七号に掲げる事務

2 (略) (略)

(事務所若しくは事業所又はこれらの支所)
第十九条 農林水産大臣は、地方農政局の所掌事務のうち、第四条第一項第四十六号から第四十八号までに掲げる事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方農政局の事務所若しくは事業所又はこれらの支所を置くことができる。

2 (略)

(北海道農政事務所)
第二十条 北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 第四条第一項第四号、第五号、第七号、第十号、第十一号、第十二号(輸出に係るものに限る。)、第十四号、第十五号、第二十五号、第二十六号、第五十一号、第五十二号(納付金の徴収に係るものに限る。)、第五十四号、第五十五号及び第八十七号に掲げる事務
二 四 (略)
2・3 (略)

第四章 外局

第二節 林野庁

第一款 任務及び所掌事務

(所掌事務)

第二十四条 林野庁は、前条の任務を達成するため、第四十一条第二号、第三号(業務及び会計の検査に係

(事務所若しくは事業所又はこれらの支所)
第十九条 農林水産大臣は、地方農政局の所掌事務のうち、第四条第四十六号から第四十八号までに掲げる事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方農政局の事務所若しくは事業所又はこれらの支所を置くことができる。

2 (略)

(北海道農政事務所)
第二十条 北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 第四条第四号から第六号まで、第九号、第十号、第十一号(輸出に係るものに限る。)、第十三号、第十四号、第二十四号、第二十五号、第五十一号、第五十二号(納付金の徴収に係るものに限る。)、第五十四号、第五十五号及び第八十七号に掲げる事務
二 四 (略)
2・3 (略)

第四章 外局

第二節 林野庁

第一款 任務及び所掌事務

(所掌事務)

第二十四条 林野庁は、前条の任務を達成するため、第四十二条第二号、第三号(業務及び会計の検査に係るもの

るものを除く。)、第四号、第五号、第十号から第十三号まで、第三十四号、第三十五号、第四十号、第四十九号、第五十六号から第六十七号まで及び第八十四号から第八十七号までに掲げる事務をつかさどる。

第三節 水産庁

第一款 任務及び所掌事務

(所掌事務)

第三十一条 水産庁は、前条の任務を達成するため、第四号第一項第二号、第三号(業務及び会計の検査に係るものを除く。)、第四号、第五号、第十号から第十三号まで、第三十四号、第三十五号、第三十六号(漁業信用基金協会の業務の監督(業務及び会計の検査を除く。))に係るものに限る。)、第四十号、第四十九号、第六十八号から第八十四号まで、第八十六号及び第八十七号に掲げる事務をつかさどる。

附則

1 (略)

2 農林水産省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号)附則第二十五条第三項に規定する存続組合の行う業務に関する事務をつかさどる。

3 農林水産省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する

を除く。)、第四号、第五号、第九号から第十二号まで、第三十三号、第三十四号、第四十号、第四十九号、第五十六号から第六十七号まで及び第八十四号から第八十七号までに掲げる事務をつかさどる。

第三節 水産庁

第一款 任務及び所掌事務

(所掌事務)

第三十一条 水産庁は、前条の任務を達成するため、第四号第二号、第三号(業務及び会計の検査に係るものを除く。)、第四号、第五号、第九号から第十二号まで、第三十三号、第三十四号、第三十五号(漁業信用基金協会の業務の監督(業務及び会計の検査を除く。))に係るものに限る。)、第四十号、第四十九号、第六十八号から第八十四号まで、第八十六号及び第八十七号に掲げる事務をつかさどる。

附則

1 (略)

2 農林水産省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号)附則第二十五条第三項に規定する存続組合の行う業務に関する事務をつかさどる。

3 農林水産省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、

4
(略)
(略)
事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

4
(略)
(略)
次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

改正案	現行
<p>（任務）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、経済産業省は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。</p> <p>3 経済産業省は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 経済産業省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 六十（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項に定めるもののほか、経済産業省は、前条第二項の任務を達成するため、同条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。</p> <p>（経済産業局）</p> <p>第十条 経済産業局は、経済産業省の所掌事務（第四条第一項第二号、第十二号、第十三号、第四十四号、第四十七号及び第五十九号に掲げる事務を除く。）を分</p>	<p>（任務）</p> <p>第三条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 経済産業省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 六十（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（経済産業局）</p> <p>第十条 経済産業局は、経済産業省の所掌事務（第四条第一項第二号、第十二号、第十三号、第四十四号、第四十七号及び第五十九号に掲げる事務を除く。）を分</p>

2
4 (略)

掌し、並びに消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第四条第一項各号に掲げる事務のうち法令の規定により経済産業局に属させられた事務をつかさどる。

2
4 (略)

掌し、並びに消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第四条各号に掲げる事務のうち法令の規定により経済産業局に属させられた事務をつかさどる。

改正案	現行
<p>（任務） 第三条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、国土交通省は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。</p> <p>3 国土交通省は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。</p> <p>（所掌事務） 第四条 国土交通省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 百二十八（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、国土交通省は、前条第二項の任務を達成するため、同条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。</p> <p>（国土地理院） 第二十八条 国土地理院は、<u>第四条第一項第九号、第十号（測量業の発達、改善及び調整に係るものを除く。）</u>、<u>第十六号（測量その他の国土の管理に係るものに限る。）</u>及び<u>第百二十八号に掲げる事務をつかさどる。</u></p>	<p>（任務） 第三条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（所掌事務） 第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 百二十八（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（国土地理院） 第二十八条 国土地理院は、<u>第四条第九号、第十号（測量業の発達、改善及び調整に係るものを除く。）</u>、<u>第十六号（測量その他の国土の管理に係るものに限る。）</u>及び<u>第百二十八号に掲げる事務をつかさどる。</u></p>

2
4 (略)

(地方整備局)

第三十一条 地方整備局は、国土交通省の所掌事務のうち、次に掲げる事務（北海道の区域に係るものを除く。）の全部又は一部を分掌する。

一 第四条第一項第一号、第二十四号、第三十七号、第三十九号、第四十号及び第五十二号に規定する政策に係る計画及び方針に関する調査及び調整その他当該計画及び方針の推進に関すること。

二 第四条第一項第三号、第六号、第八号、第十一号、第十三号、第十四号、第十五号（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものに限る。）、第三十二号から第三十四号まで、第四十四号、第四十五号、第四十六号（自動車車庫に係るものを除く。）、第四十七号から第五十号まで、第五十三号から第五十五号まで、第五十七号から第六十二号まで、第六十四号から第六十六号まで、第六十九号（基準の設定に係るものを除く。）、第七十号、第七十一号、第一百一号から第一百三号まで、第一百十二号（基準の設定に係るものを除く。）、第一百三号、第一百四十四号、第一百十六号、第一百二十四号（運輸技術及び気象業務に関連する技術に係るものを除く。）及び第一百二十八号に掲げる事務

三・四 (略)

五 第四条第一項第五十六号に規定する施策に関する調査及び調整その他当該施策の推進に関すること。

六 (略)

2

2
4 (略)

(地方整備局)

第三十一条 地方整備局は、国土交通省の所掌事務のうち、次に掲げる事務（北海道の区域に係るものを除く。）の全部又は一部を分掌する。

一 第四条第一号、第二十四号、第三十七号、第三十九号、第四十号及び第五十二号に規定する政策に係る計画及び方針に関する調査及び調整その他当該計画及び方針の推進に関すること。

二 第四条第三号、第六号、第八号、第十一号、第十三号、第十四号、第十五号（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものに限る。）、第三十二号から第三十四号まで、第四十四号、第四十五号、第四十六号（自動車車庫に係るものを除く。）、第四十七号から第五十号まで、第五十三号から第五十五号まで、第五十七号から第六十二号まで、第六十四号から第六十六号まで、第六十九号（基準の設定に係るものを除く。）、第七十号、第七十一号、第一百一号から第一百三号まで、第一百十二号（基準の設定に係るものを除く。）、第一百三号、第一百四十四号、第一百十六号、第一百二十四号（運輸技術及び気象業務に関連する技術に係るものを除く。）及び第一百二十八号に掲げる事務

三・四 (略)

五 第四条第五十六号に規定する施策に関する調査及び調整その他当該施策の推進に関すること。

六 (略)

2

(北海道開発局)

第三十三条 北海道開発局は、国土交通省の所掌事務のうち、北海道の区域に係る次に掲げる事務を分掌する。

一 第四条第一項第一号、第二十四号及び第三十九号から第四十一号までに規定する政策に係る計画及び方針に関する調査及び調整その他当該計画及び方針の推進に関すること。

二 第四条第一項第三号、第六号、第八号、第十一号、第十三号、第十四号、第十五号（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものに限る。）、第三十二号から第三十四号まで、第四十四号、第四十五号、第四十六号（自動車車庫に係るものを除く。）、第四十七号から第五十号まで、第五十三号から第五十五号まで、第五十七号から第六十二号まで、第六十四号から第六十六号まで、第六十九号（基準の設定に係るものを除く。）、第七十号、第七十一号、第一百一号から第一百三号まで、第一百十二号（基準の設定に係るものを除く。）、第一百三十三号、第一百四十四号、第一百十六号、第一百二十四号（運輸技術及び気象業務に関連する技術に係るものを除く。）及び第一百二十八号に掲げる事務

三・四 (略)

五 第四条第一項第五十六号に規定する施策に関する調査及び調整その他当該施策の推進に関すること。

六 (略)

2 } 5 (略)

(地方運輸局)

第三十五条 地方運輸局は、国土交通省の所掌事務のうち、

(北海道開発局)

第三十三条 北海道開発局は、国土交通省の所掌事務のうち、北海道の区域に係る次に掲げる事務を分掌する。

一 第四条第一号、第二十四号及び第三十九号から第四十一号までに規定する政策に係る計画及び方針に関する調査及び調整その他当該計画及び方針の推進に関すること。

二 第四条第三号、第六号、第八号、第十一号、第十三号、第十四号、第十五号（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものに限る。）、第三十二号から第三十四号まで、第四十四号、第四十五号、第四十六号（自動車車庫に係るものを除く。）、第四十七号から第五十号まで、第五十三号から第五十五号まで、第五十七号から第六十二号まで、第六十四号から第六十六号まで、第六十九号（基準の設定に係るものを除く。）、第七十号、第七十一号、第一百一号から第一百三号まで、第一百十二号（基準の設定に係るものを除く。）、第一百三十三号、第一百四十四号、第一百十六号、第一百二十四号（運輸技術及び気象業務に関連する技術に係るものを除く。）及び第一百二十八号に掲げる事務

三・四 (略)

五 第四条第五十六号に規定する施策に関する調査及び調整その他当該施策の推進に関すること。

六 (略)

2 } 5 (略)

(地方運輸局)

第三十五条 地方運輸局は、国土交通省の所掌事務のうち、

ち、第四条第一項第五号、第十五号（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものを除く。）、第十七号から第十九号まで、第二十一号から第二十三号まで、第四十六号（自動車車庫に係るものに限る。）、第七十二号から第七十四号まで、第七十五号（運輸安全委員会の所掌に属するものを除く。）、第七十六号から第九十三号まで、第九十五号から第九十九号まで、第百号（運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第五条第五号及び第六号に規定する調査に対する援助に係るものに限る。）、第百十四号、第百十六号及び第百二十八号に掲げる事務を分掌する。

2・3（略）

（地方航空局）

第三十八条 地方航空局は、国土交通省の所掌事務のうち、第四条第一項第百四号、第百六号から第百八号まで、第百九号（空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に係るものを除く。）、第百十号（航空路、航空交通管制（航空路管制及び進入管制に限る。）及び飛行計画の承認に係るものを除く。）、第百十一号（運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第一号及び第二号に規定する調査に対する援助に係るものに限る。）、第百十四号及び第百二十八号に掲げる事務を分掌する。

2（略）

（航空交通管制部）

第四十条 航空交通管制部は、国土交通省の所掌事務のうち、第四条第一項第百十号（航空交通管制（航空路

ち、第四条第五号、第十五号（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものを除く。）、第十七号から第十九号まで、第二十一号から第二十三号まで、第四十六号（自動車車庫に係るものに限る。）、第七十二号から第七十四号まで、第七十五号（運輸安全委員会の所掌に属するものを除く。）、第七十六号から第九十三号まで、第九十五号から第九十九号まで、第百号（運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第五条第五号及び第六号に規定する調査に対する援助に係るものに限る。）、第百十四号、第百十六号及び第百二十八号に掲げる事務を分掌する。

2・3（略）

（地方航空局）

第三十八条 地方航空局は、国土交通省の所掌事務のうち、第四条第百四号、第百六号から第百八号まで、第百九号（空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に係るものを除く。）、第百十号（航空路、航空交通管制（航空路管制及び進入管制に限る。）及び飛行計画の承認に係るものを除く。）、第百十一号（運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第一号及び第二号に規定する調査に対する援助に係るものに限る。）、第百十四号及び第百二十八号に掲げる事務を分掌する。

2（略）

（航空交通管制部）

第四十条 航空交通管制部は、国土交通省の所掌事務のうち、第四条第百十号（航空交通管制（航空路管制及

管制及び進入管制に限る。)及び飛行計画の承認に係るものに限る。)及び第百二十八号に掲げる事務の全部又は一部を分掌する。

2) 6 (略)

(所掌事務)

第四十四条 観光庁は、前条の任務を達成するため、第百二十四号から第百二十五号まで、第百二十五号及び第百二十八号に掲げる事務をつかさどる。

(所掌事務)

第四十七条 気象庁は、前条の任務を達成するため、第百二十四号から第百二十六号まで及び第百二十八号に掲げる事務をつかさどる。

(管区气象台等)

第四十九条 管区气象台等(管区气象台及び沖縄气象台をいう。以下同じ。)は、気象庁の所掌事務のうち、第百二十号、第百二十一号(地球磁気及び地球電気に関するものを除く。)、第百二十二号及び第百二十八号に掲げる事務を分掌する。

2) 7 (略)

附則

(所掌事務の特例)

第二条 国土交通省は、第百二十号の任務を達成するため、第百二十一号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

び進入管制に限る。)及び飛行計画の承認に係るものに限る。)及び第百二十八号に掲げる事務の全部又は一部を分掌する。

2) 6 (略)

(所掌事務)

第四十四条 観光庁は、前条の任務を達成するため、第百二十五号から第百二十六号まで、第百二十五号及び第百二十八号に掲げる事務をつかさどる。

(所掌事務)

第四十七条 気象庁は、前条の任務を達成するため、第百二十五号から第百二十七号まで及び第百二十八号に掲げる事務をつかさどる。

(管区气象台等)

第四十九条 管区气象台等(管区气象台及び沖縄气象台をいう。以下同じ。)は、気象庁の所掌事務のうち、第百二十一号、第百二十二号(地球磁気及び地球電気に関するものを除く。)、第百二十三号及び第百二十八号に掲げる事務を分掌する。

2) 7 (略)

附則

(所掌事務の特例)

第二条 国土交通省は、第百二十三号の任務を達成するため、第百二十二号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

2 (略)
国土交通省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号及び前項の表の下欄に掲げる事務のほか、当分の間、日本国有鉄道の改革に関する事務、自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律（平成十三年法律第八十三号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の規定に基づく再保険関係及び自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任再保険事業に関する事務並びに特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）第三条第一項に規定する特定保険者交付金交付契約に関する事務をつかさどる。

2 (略)
国土交通省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号及び前項の表の下欄に掲げる事務のほか、当分の間、日本国有鉄道の改革に関する事務、自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律（平成十三年法律第八十三号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の規定に基づく再保険関係及び自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任再保険事業に関する事務並びに特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）第三条第一項に規定する特定保険者交付金交付契約に関する事務をつかさどる。

改正案	現行
<p>（任務）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、環境省は、同項の任務に 関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を 助けることを任務とする。</p> <p>3 環境省は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官 房を助けるものとする。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 環境省は、前条第一項の任務を達成するため、 次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 二十五（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、環境省は、前条第二項の 任務を達成するため、同条第一項の任務に関連する特 定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して 閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行 政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び 立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。</p> <p>（地方環境事務所）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2 地方環境事務所は、環境省の所掌事務のうち、第四 条第一項第五号、第六号、第八号から第十四号まで、 第十六号から第二十二号まで及び第二十五号に掲げる 事務を分掌する。</p>	<p>（任務）</p> <p>第三条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 環境省は、前条の任務を達成するため、次に掲 げる事務をつかさどる。</p> <p>一 二十五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（地方環境事務所）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2 地方環境事務所は、環境省の所掌事務のうち、第四 条第五号、第六号、第八号から第十四号まで、第十六 号から第二十二号まで及び第二十五号に掲げる事務を 分掌する。</p>

3
·
4
)
(略)

3
·
4
)
(略)

改正案	現行
<p>（任務）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、防衛省は、条約に基づく外国軍隊の駐留及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（以下「相互防衛援助協定」という。）の規定に基づくアメリカ合衆国政府の責務の本邦における遂行に伴う事務で他の行政機関の所掌に属しないものを適切に行うことを任務とする。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、防衛省は、前二項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。</p> <p>4 防衛省は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 防衛省は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（二十三）（略）</p> <p>二十四 駐留軍及び相互防衛援助協定に規定するアメリカ合衆国政府の責務を本邦において遂行する同国政府の職員（次号において「駐留軍等」という。）による又はそのための物品及び役務の調達に関する契約から生ずる紛争の処理に関すること。</p> <p>二十五 駐留軍等及び諸機関（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の</p>	<p>（任務）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 防衛省は、前項に規定する任務のほか、条約に基づく外国軍隊の駐留及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（以下「相互防衛援助協定」という。）の規定に基づくアメリカ合衆国政府の責務の本邦における遂行に伴う事務で他の行政機関の所掌に属しないものを適切に行うことを任務とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 防衛省は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（二十三）（略）</p> <p>二十四 駐留軍及び相互防衛援助協定に規定するアメリカ合衆国政府の責務を本邦において遂行する同国政府の職員（以下この条において「駐留軍等」という。）による又はそのための物品及び役務の調達に関する契約から生ずる紛争の処理に関すること。</p> <p>二十五 駐留軍等及び諸機関（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の</p>

地位に関する協定（以下この項において「合衆国軍協定」という。）第十五条第一項(a)に規定する諸機関をいう。）のために労務に服する者の雇入れ、提供、解雇、労務管理、給与及び福利厚生に関すること。

二十六（三十四）（略）

2 前項に定めるもののほか、防衛省は、前条第三項の任務を達成するため、同条第一項及び第二項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

（内部部局の所掌事務）

第八条 内部部局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第四条第一項第一号に掲げる事務に関する基本及び調整に関すること。

二 第四条第一項第二号及び第三号に掲げる事務に関する基本に関すること。

三 （略）

四 第四条第一項第五号、第七号、第十一号、第十二号、第十六号及び第十九号から第三十二号までに掲げる事務

五 第四条第一項第六号及び第八号から第十号までに掲げる事務に関する基本に関すること。

六 第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十三号及び第十四号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関する

地位に関する協定（以下この条において「合衆国軍協定」という。）第十五条第一項(a)に規定する諸機関をいう。）のために労務に服する者の雇入れ、提供、解雇、労務管理、給与及び福利厚生に関すること。

二十六（三十四）（略）

（新設）

（内部部局の所掌事務）

第八条 内部部局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第四条第一号に掲げる事務に関する基本及び調整に関すること。

二 第四条第二号及び第三号に掲げる事務に関する基本に関すること。

三 （略）

四 第四条第五号、第七号、第十一号、第十二号、第十六号及び第十九号から第三十二号までに掲げる事務

五 第四条第六号及び第八号から第十号までに掲げる事務に関する基本に関すること。

六 第四条第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十三号及び第十四号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関する

すること。

七・八 (略)

2 前項に定めるもののほか、内部部局は、第四条第二項に規定する事務をつかさどる。

(情報本部)

第二十八条 情報本部は、第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事務に必要な情報の収集整理一般に関する事務をつかさどる。

2・3 (略)

(地方防衛局)

第三十一条 (略)

2 地方防衛局は、防衛省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 第四条第一項第五号から第七号まで、第九号から第十三号まで、第十六号、第十九号から第三十一号まで及び第三十四号に掲げる事務の全部又は一部

二 第四条第一項第一号から第三号まで及び第十四号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に關すること。

3 地方防衛局は、前項の規定により分掌する事務のうち、第三十七条に規定するもの(第四条第一項第十三号及び第三十四号に係るものに限る。)については、防衛装備庁長官の指揮監督を受けるものとする。

4 (略)

(所掌事務)

第三十七条 防衛装備庁は、前条の任務を達成するため

と。

七・八 (略)

(新設)

(情報本部)

第二十八条 情報本部は、第四条第一号から第三号までに掲げる事務に必要な情報の収集整理一般に関する事務をつかさどる。

2・3 (略)

(地方防衛局)

第三十一条 (略)

2 地方防衛局は、防衛省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 第四条第五号から第七号まで、第九号から第十三号まで、第十六号、第十九号から第三十一号まで及び第三十四号に掲げる事務の全部又は一部

二 第四条第一号から第三号まで及び第十四号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に關すること。

3 地方防衛局は、前項の規定により分掌する事務のうち、第三十七条に規定するもの(第四条第十三号及び第三十四号に係るものに限る。)については、防衛装備庁長官の指揮監督を受けるものとする。

4 (略)

(所掌事務)

第三十七条 防衛装備庁は、前条の任務を達成するため

、第四条第一項第五号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第十三号から第十五号まで及び第三十二号から第三十四号までに掲げる事務（第八条第一項第六号に掲げるものを除く。）をつかさどる。

（職員の身分取扱い）

第四十一条 この法律に定めるもののほか、防衛省に置かれる職員（防衛省に置かれる審議会、審査会その他の合議制の機関で政令で定めるものの委員及び第四条第一項第二十四号又は第二十五号に掲げる事務に従事する職員で政令で定めるものを除く。）の任免、分限、懲戒、服務その他人事管理に関する事項並びに階級及び服制は、自衛隊法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

附 則

1 （略）

（所掌事務の特例）

2 防衛省は、第四条第一項各号に掲げる事務及び同条第二項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

3 （略）

（略）

（職員の身分取扱いの特例）

4 第四十一条の規定の適用については、平成三十年五月十六日までの間、同条中「第四条第一項第二十四号又は第二十五号に掲げる事務」とあるのは、「第四条第一項第二十四号に掲げる事務又は同項第二十五号に掲げる事務若しくは駐留軍関係離職者等臨時措置法（

、第四条第五号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第十三号から第十五号まで及び第三十二号から第三十四号までに掲げる事務（第八条第六号に掲げるものを除く。）をつかさどる。

（職員の身分取扱い）

第四十一条 この法律に定めるもののほか、防衛省に置かれる職員（防衛省に置かれる審議会、審査会その他の合議制の機関で政令で定めるものの委員及び第四条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務に従事する職員で政令で定めるものを除く。）の任免、分限、懲戒、服務その他人事管理に関する事項並びに階級及び服制は、自衛隊法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

附 則

1 （略）

（所掌事務の特例）

2 防衛省は、第四条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

3 （略）

（略）

（職員の身分取扱いの特例）

4 第四十一条の規定の適用については、平成三十年五月十六日までの間、同条中「第四条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務」とあるのは、「第四条第二十四号に掲げる事務又は同条第二十五号に掲げる事務若しくは駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年

5
(略)
昭和三十三年法律第百五十八号)の規定による特別給付金に関する事務」とする。

5
(略)
法律第百五十八号)の規定による特別給付金に関する事務」とする。

交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第一百十号）（第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（中央交通安全対策会議の組織等） 第十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>一 内閣官房長官 二 国家公安委員会委員長 三 国土交通大臣 四 前二号に掲げる者のほか、指定行政機関の長及び内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから内閣総理大臣が任命する者</p> <p>4（略）</p> <p>5 中央交通安全対策会議の庶務は、内閣府本府において警察庁及び国土交通省の協力を得て総括し、及び処理する。ただし、海上交通及び航空交通の安全に関する事項に係るものについては、内閣府本府と国土交通省において共同して処理する。</p> <p>6（略）</p> <p>（交通安全基本計画の作成及び公表等） 第二十二条（略）</p> <p>2 交通安全基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（中央交通安全対策会議の組織等） 第十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 委員は、内閣官房長官、指定行政機関の長及び内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから内閣総理大臣が任命する者をもつて充てる。</p> <p>（新設） （新設） （新設） （新設） （新設）</p> <p>4（略）</p> <p>5 中央交通安全対策会議の庶務は、内閣府において総括し、及び処理する。ただし、海上交通及び航空交通の安全に関する事項に係るものについては、内閣府と国土交通省において共同して処理する。</p> <p>6（略）</p> <p>（交通安全基本計画の作成及び公表等） 第二十二条（略）</p> <p>2 交通安全基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p>

3 国家公安委員会及び国土交通大臣は、中央交通安全

対策会議が第一項の規定により交通安全基本計画を作成するに当たり、前項各号に掲げる事項のうちそれぞれ

の所掌に属するものに関する部分の交通安全基本計画

の案を作成し、中央交通安全対策会議に提出しな

ければならない。

4 中央交通安全対策会議は、第一項の規定により交通安全基本計画を作成したときは、速やかに、これを内閣総理大臣に報告し、並びに指定行政機関の長（指定行政機関が委員会である場合には、指定行政機関。以下同じ。）及び都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、交通安全基本計画の変更について準用する。

（新設）

3 中央交通安全対策会議は、第一項の規定により交通安全基本計画を作成したときは、速やかに、これを

内閣総理大臣に報告し、並びに指定行政機関の長（指定行政機関が委員会である場合には、指定行政機関。以下同じ。）及び都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、交通安全基本計画の変更について準用する。

中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）（第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（資料の提出その他の協力）</p> <p>第七十二条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるとき、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（事務）</p> <p>第七十三条 本部に関する事務は、内閣府において処理する。</p>	<p>（資料の提出その他の協力）</p> <p>第七十二条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるとき、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（事務）</p> <p>第七十三条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。</p>

都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（資料の提出その他の協力）</p> <p>第十条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（事務）</p> <p>第十一条 本部に関する事務は、内閣府において処理する。</p> <p>（都市再生緊急整備協議会）</p> <p>第十九条（略）</p> <p>2 10（略）</p> <p>11 協議会の庶務は、内閣府において処理する。</p>	<p>（資料の提出その他の協力）</p> <p>第十条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（事務）</p> <p>第十一条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。</p> <p>（都市再生緊急整備協議会）</p> <p>第十九条（略）</p> <p>2 10（略）</p> <p>11 協議会の庶務は、内閣官房において処理する。</p>

12
(略)

12
(略)

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略） 2 （略） 3 この法律で「大学等」とは、大学及び高等専門学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校をいう。第七条第三項において同じ。）<u>、大学共同利用機関（国立大学法人法（平成十五年法律第一百二十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。第七条第三項において同じ。）</u>、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第三十条第一項において同じ。）であつて試験研究に関する業務を行うもの、特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、<u>総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるもの</u>をいう。第三十条第一項において同じ。）であつて研究開発を目的とするもの並びに国及び地方公共団体の試験研究機関をいう。</p> <p>（事務）</p>	<p>（定義） 第二条（略） 2 （略） 3 この法律で「大学等」とは、大学及び高等専門学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校をいう。第七条第三項において同じ。）<u>、大学共同利用機関（国立大学法人法（平成十五年法律第一百二十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。第七条第三項において同じ。）</u>、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第三十条第一項において同じ。）であつて試験研究に関する業務を行うもの、特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、<u>総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるもの</u>をいう。第三十条第一項において同じ。）であつて研究開発を目的とするもの並びに国及び地方公共団体の試験研究機関をいう。</p> <p>（事務）</p>

第三十一条 本部に関する事務は、内閣府において処理する。

第三十一条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）（第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（資料の提出その他の協力） 第四十三条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要 があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体 、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法 律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人を いう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法 （平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定す る地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（ 法律により直接に設立された法人又は特別の法律によ り特別の設立行為をもって設立された法人であつて、 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第 一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）の代 表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他 必要な協力を求めることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（事務） 第四十四条 本部に関する事務は、内閣府において処理 する。</p>	<p>（資料の提出その他の協力） 第四十三条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要 があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体 、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法 律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人を いう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法 （平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定す る地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（ 法律により直接に設立された法人又は特別の法律によ り特別の設立行為をもって設立された法人であつて、 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第 十五号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者 に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要 な協力を求めることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（事務） 第四十四条 本部に関する事務は、内閣官房において処 理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。</p>

情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）（第二十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（設置） 第二条 次に掲げる法律の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、総務省に、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。 一 四 （略）</p>	<p>（設置） 第二条 次に掲げる法律の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、内閣府に、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。 一 四 （略）</p>

統計法（平成十九年法律第五十三号）（第二十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>（設置） 第四十四条 総務省に、統計委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p>
<p>現行</p>	<p>（設置） 第四十四条 内閣府に、統計委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p>

改正案	現行
<p>（会長） 第二十六条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。 2・3 （略）</p> <p>（委員） 第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。 一 国家公安委員会委員長 二 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者 三 （略） 2 前項第三号の委員は、非常勤とする。</p> <p>（委員の任期） 第二十八条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができ</p>	<p>（会長） 第二十六条 会長は、内閣官房長官をもって充てる。 2・3 （略）</p> <p>（委員） 第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。 （新設） 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者 二 （略） 2 前項第二号の委員は、非常勤とする。</p> <p>（委員の任期） 第二十八条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができ</p>

改正案	現行
<p>（資料の提出その他の協力）</p> <p>第三十条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるとき、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（事務）</p> <p>第三十一条 本部に関する事務は、内閣府において処理する。</p>	<p>（資料の提出その他の協力）</p> <p>第三十条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるとき、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十 <u>五号</u>の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（事務）</p> <p>第三十一条 本部に関する事務は、<u>内閣官房</u>において処理し、命を受けて<u>内閣官房副長官補</u>が掌理する。</p>

改正案	現行
<p>（食育推進基本計画） 第十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。</p> <p>4（略）</p> <p>（食育推進会議の設置及び所掌事務） 第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。</p> <p>2（略）</p> <p>（会長） 第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（委員） 第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。 （削る）</p>	<p>（食育推進基本計画） 第十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。</p> <p>4（略）</p> <p>（食育推進会議の設置及び所掌事務） 第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。</p> <p>2（略）</p> <p>（会長） 第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（委員） 第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十八号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの（次号において「食育担当大臣」という。）</p>

一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者
二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者
2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができ

二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができ

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（第二十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「国の行政機関等」とは、国の行政機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次項において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。次項において同じ。）、大学共同利用機関法人（同法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。次項において同じ。）及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるもの（株式会社であるものであつて、株式会社国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫以外のものを除く。）をいう。次項において同じ。）をいう。</p> <p>3 9（略）</p> <p>（公共サービス改革基本方針） 第七条 総務大臣は、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議して公共サービス改革基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。</p> <p>2（略） 3 総務大臣は、前項第三号から第七号までに掲げる事</p>	<p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「国の行政機関等」とは、国の行政機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次項において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。次項において同じ。）、大学共同利用機関法人（同法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。次項において同じ。）及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるもの（株式会社であるものであつて、株式会社国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫以外のものを除く。）をいう。次項において同じ。）をいう。</p> <p>3 9（略）</p> <p>（公共サービス改革基本方針） 第七条 内閣総理大臣は、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議して公共サービス改革基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。</p> <p>2（略） 3 内閣総理大臣は、前項第三号から第七号までに掲げ</p>

項に係る部分の案を定めようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、民間事業者が公共サービスに関しその実施を自ら担うことができることを考える業務の範囲及びこれに関し政府が講ずべき措置について、民間事業者の意見を聴くものとする。

4 総務大臣は、政令で定めるところにより、前項に規定する意見の聴取が適切に実施されるよう、国の行政機関等の長等に対し、当該国の行政機関等が実施している公共サービスに対し、その内容その他の参考となる情報の提出を求め、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

5 総務大臣は、第二項第四号に掲げる事項に係る部分の案を定めようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、地方公共団体がその特定公共サービスに関しその実施を民間事業者に担わせることが適当と認める業務の範囲及びこれに関し政府が講ずべき措置について、地方公共団体の意見を聴くものとする。

6 総務大臣は、公共サービス改革基本方針の案を定めようとするときは、官民競争入札等監視委員会（第三十七条に規定する官民競争入札等監視委員会をいう。以下第五章までにおいて同じ。）の議を経なければならぬ。

7 総務大臣は、毎年度、公共サービス改革基本方針を見直し、必要が生じたときは、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議して公共サービス改革基本方針の変更の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

8 総務大臣は、前項の見直しに当たっては、第九条第二項第二号に規定する官民競争入札対象公共サービス

る事項に係る部分の案を定めようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、民間事業者が公共サービスに関しその実施を自ら担うことができることを考える業務の範囲及びこれに関し政府が講ずべき措置について、民間事業者の意見を聴くものとする。

4 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、前項に規定する意見の聴取が適切に実施されるよう、国の行政機関等の長等に対し、当該国の行政機関等が実施している公共サービスに対し、その内容その他の参考となる情報の提出を求め、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

5 内閣総理大臣は、第二項第四号に掲げる事項に係る部分の案を定めようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、地方公共団体がその特定公共サービスに関しその実施を民間事業者に担わせることが適当と認める業務の範囲及びこれに関し政府が講ずべき措置について、地方公共団体の意見を聴くものとする。

6 内閣総理大臣は、公共サービス改革基本方針の案を定めようとするときは、官民競争入札等監視委員会（第三十七条に規定する官民競争入札等監視委員会をいう。以下第五章までにおいて同じ。）の議を経なければならぬ。

7 内閣総理大臣は、毎年度、公共サービス改革基本方針を見直し、必要が生じたときは、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議して公共サービス改革基本方針の変更の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

8 内閣総理大臣は、前項の見直しに当たっては、第九条第二項第二号に規定する官民競争入札対象公共サービス

の実施期間の終了又は第十四条第二項第二号に規定する民間競争入札対象公共サービスの実施期間の終了にあわせて、当該官民競争入札対象公共サービス又は民間競争入札対象公共サービスを継続させる必要性その他その業務の全般にわたる評価を行い、必要が生じたときは、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議して公共サービス改革基本方針の変更の案を作成するものとする。

9 (略)

10 総務大臣は、第一項又は第七項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、公共サービス改革基本方針を公表しなければならない。

(設置)

第三十七条 国の行政機関等の公共サービスに係る官民競争入札の実施その他の競争の導入による公共サービスの改革の実施の過程について、その透明性、中立性及び公正性を確保するため、総務省に、官民競争入札等監理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第三十八条 (略)

2 委員会は、前項の規定によりその権限に属させられた事項に関し、総務大臣又は総務大臣を通じて関係する国の行政機関等の長等に対し、必要な勧告をすることができる。

3 (略)

4 総務大臣又は関係する国の行政機関等の長等は、第二項の規定による勧告に基づき講じた措置について委員会に通知しなければならない。この場合において、

ビスの実施期間の終了又は第十四条第二項第二号に規定する民間競争入札対象公共サービスの実施期間の終了にあわせて、当該官民競争入札対象公共サービス又は民間競争入札対象公共サービスを継続させる必要性その他その業務の全般にわたる評価を行い、必要が生じたときは、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議して公共サービス改革基本方針の変更の案を作成するものとする。

9 (略)

10 内閣総理大臣は、第一項又は第七項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、公共サービス改革基本方針を公表しなければならない。

(設置)

第三十七条 国の行政機関等の公共サービスに係る官民競争入札の実施その他の競争の導入による公共サービスの改革の実施の過程について、その透明性、中立性及び公正性を確保するため、内閣府に、官民競争入札等監理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第三十八条 (略)

2 委員会は、前項の規定によりその権限に属させられた事項に関し、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係する国の行政機関等の長等に対し、必要な勧告をすることができる。

3 (略)

4 内閣総理大臣又は関係する国の行政機関等の長等は、第二項の規定による勧告に基づき講じた措置について委員会に通知しなければならない。この場合において、

関係する国の行政機関等の長等が行う通知は、総務大臣を通じて行うものとする。

(委員)

第四十条 委員は、公共サービスに関して優れた識見を有する者のうちから、総務大臣が任命する。

(専門委員)

第四十三条 (略)

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、総務大臣が任命する。

3・4 (略)

て、関係する国の行政機関等の長等が行う通知は、内閣総理大臣を通じて行うものとする。

(委員)

第四十条 委員は、公共サービスに関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(専門委員)

第四十三条 (略)

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3・4 (略)

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）（第二十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（設置及び所掌事務） 第二十条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。 2 （略）</p> <p>（組織等） 第二十一条 （略）</p> <p>2 会長は、<u>厚生労働大臣</u>をもって充てる。 3 委員は、<u>厚生労働大臣</u>以外の国務大臣のうちから、<u>厚生労働大臣</u>の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。 4 （略） 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、<u>厚生労働大臣</u>が任命する。 6・7 （略）</p>	<p>（設置及び所掌事務） 第二十条 内閣府に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。 2 （略）</p> <p>（組織等） 第二十一条 （略）</p> <p>2 会長は、<u>内閣官房長官</u>をもって充てる。 3 委員は、<u>内閣官房長官</u>以外の国務大臣のうちから、<u>内閣総理大臣</u>が指定する者をもって充てる。 4 （略） 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、<u>内閣総理大臣</u>が任命する。 6・7 （略）</p>

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）（第二十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（資料の提出その他の協力）</p> <p>第二十六条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるとき、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（事務）</p> <p>第二十七条 本部に関する事務は、内閣府において処理する。</p>	<p>（資料の提出その他の協力）</p> <p>第二十六条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるとき、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（事務）</p> <p>第二十七条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。</p>

改正案	現行
<p>（資料の提出その他の協力） 第三十五条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるとき、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人の長並びに特別法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四十一条第九号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（事務） 第三十六条 本部に関する事務は、内閣府において処理する。</p>	<p>（資料の提出その他の協力） 第三十五条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるとき、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人の長並びに特別法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四十一条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（事務） 第三十六条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。</p>

改正案	現行
<p>第二十四条 政府は、宇宙開発利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、宇宙開発利用に関する基本的な計画（以下「宇宙基本計画」という。）を作成しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 内閣総理大臣は、宇宙開発戦略本部の作成した宇宙基本計画の案について閣議の決定を求めるものとする。</p> <p>5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、宇宙基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。</p> <p>6 内閣総理大臣は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。</p> <p>7 政府は、宇宙開発利用の進展の状況、宇宙開発利用に関して講じた施策の効果等を勘案して、適宜、宇宙基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。この場合においては、第四項及び第五項の規定を準用する。</p> <p>8 （略）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第二十六条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>第二十四条 宇宙開発戦略本部は、宇宙開発利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、宇宙開発利用に関する基本的な計画（以下「宇宙基本計画」という。）を作成しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>4 宇宙開発戦略本部は、第一項の規定により宇宙基本計画を作成したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。</p> <p>5 宇宙開発戦略本部は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。</p> <p>6 宇宙開発戦略本部は、宇宙開発利用の進展の状況、政府が宇宙開発利用に関して講じた施策の効果等を勘案して、適宜、宇宙基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。この場合においては、第四項の規定を準用する。</p> <p>7 （略）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第二十六条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>

一 宇宙基本計画の案の作成及び実施の推進に関する
こと。

二 (略)

(資料の提出その他の協力)

第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要
があるとき、関係行政機関、地方公共団体
及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年
法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人
をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設
立された法人又は特別の法律により特別の設立行為を
もって設立された法人であつて、総務省設置法(平成
十一年法律第九十一号)第四条第一項第九号の規定の
適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料
の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求める
ことができる。

2 (略)

(事務)

第三十二条 本部に関する事務は、内閣府において処理
する。

一 宇宙基本計画を作成し、及びその実施を推進する
こと。

二 (略)

(資料の提出その他の協力)

第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要
があるとき、関係行政機関、地方公共団体
及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年
法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人
をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設
立された法人又は特別の法律により特別の設立行為を
もって設立された法人であつて、総務省設置法(平成
十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用
を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提
出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めること
ができる。

2 (略)

(事務)

第三十二条 本部に関する事務は、内閣官房において処
理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

改正案	現行
<p>（資料の提出その他の協力）</p> <p>第六十五条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるとき、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（事務）</p> <p>第六十六条 本部に関する事務は、内閣府において処理する。</p>	<p>（資料の提出その他の協力）</p> <p>第六十五条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるとき、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（事務）</p> <p>第六十六条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。</p>